

公立大学法人神戸市看護大学大学院外国人研究生規程施行細則をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第3号

公立大学法人神戸市看護大学大学院外国人研究生規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人神戸市看護大学大学院外国人研究生規程施行細則  
(2019年4月規程第96号。以下「規程」という。)の施行に関し、必要な事項を定める  
ものとする。

(志願理由書)

第2条 規程第4条第4号に規定する志願理由書は、様式による志願理由書とする。

(施行細目の委任)

第3条 この細則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。

年 月 日

志願理由書

氏名：

1 志願理由

2 履修計画

備考 履修計画については、週10時間以上の授業時間であることが分かるように指導教員と相談の上、記載すること。